

令和6年12月の建設業法改正により建設工事における配置予定技術者の兼務が認められることとなり、本市においても令和7年6月から運用を始めたところです。

このため、複数の総合評価落札方式による入札に参加する場合の配置予定技術者についても入札機会を広げるために同一技術者を配置予定技術者として入札に参加できるよう運用を改めます。

1 変更点

(1) 変更点1

複数の総合評価落札方式による入札に、同一技術者を配置予定技術者として参加できます。

変更に伴い、鈴鹿市ウェブサイト上にて公表している「鈴鹿市総合評価落札方式試行要領の運用基準」のうち、「4 配置予定技術者について(1)②」の内容は適用しません。また同様に、「総合評価落札式に関する質問と回答」のうち、配置予定技術者の能力についての質問5及び10の内容は適用しません。

(2) 変更点2

要件を満たす場合に限り、一人の技術者が建設工事を2件まで兼務できます。

希望者は、入札案件毎に、応札期限までに配置予定届出書(様式A-1またはA-2)を提出する必要があります。

兼務の条件、既契約中の工事の技術者又は営業所の専任技術者との兼務や提出時期等の詳細要件は、鈴鹿市ウェブサイト「配置(予定)技術者の兼務に関する取扱いについて(令和7年6月1日)」を確認してください。

2 変更点に係るQ&A

Q1: 配置予定届出書(様式A-1又はA-2)は、希望しない場合も提出が必要ですか?

A1: 技術者の兼務を希望しない場合には配置予定届出書(様式A-1又はA-2)の提出は必要ありません。評価項目算定資料届出書と同時に配置予定届出書の提出がない場合、技術者の兼務を希望していないと判断します。

また、評価項目算定資料届出書の提出以降の配置予定届出書(様式A-1又はA-2)の提出は受け付けません。

Q2: 兼務の可否はいつ分かりますか?

A2: 兼務の可否は開札後に確認します。

なお、開札の結果を確認してからの配置予定届出書(様式A-1又はA-2)の提出は受け付けません。

Q3: 同一開札日に複数の入札がある場合、落札候補者に何件までなれますか?

A3: ①配置予定届出書(様式A-1又はA-2)の提出がある場合

要件を満たす場合に限り、2件まで落札候補者となることができます。(但し、既契約中

の工事がある場合や営業所の専任技術者は、落札候補者になることができる件数は1件です。）

②配置予定届出書（様式 A-1 又は A-2）の提出がない場合

同一開札日の複数の入札の場合、開札予定時間が早い1件目を配置予定技術者として扱い、1件目に落札候補者となれば2件目以降の入札は技術者が配置できないものとして無効とします。（1件目の落札候補者とならなければ、2件目も入札に参加できます。）

Q 4：開札日が異なる複数の工事に入札した場合、何か手続は必要ですか？

A 4：配置予定届出書（様式 A-1 又は A-2）の提出がない場合は、1件目の開札があり落札候補者となった際は、2件目の開札日までに参加資格喪失届を提出してください（入札を無効とします。）1件目の開札により落札候補者となったにも関わらず、2件目の入札に対し兼務希望の配置予定届出書（様式 A-1 又は A-2）又は参加資格喪失届の提出がなかった場合は、不正又は不誠実な行為と判断することがあります。

Q 5：技術者の兼務を希望する場合に提出する書類の種類と提出時期はいつですか？

A 5：鈴鹿市ウェブサイト「配置（予定）技術者の兼務に関する取扱いについて（令和7年6月1日）」掲載内容に加え、別紙【鈴鹿市における配置（予定）技術者の兼務に関する取扱いについて】の補足】を確認してください。

3 鈴鹿市及び鈴鹿市上下水道局の両方に入札参加した場合の取り扱いについて（変更なし）
重複して入札に参加できます。

但し、落札候補者の決定及び配置予定技術者と認める優先順位は次のとおりです。

(1) 開札予定時間の早いものからとする。

(2) 開札予定時間が同じ場合は、予定価格の高いものからとする。

4 工事費内訳書の確認について（変更なし）

鈴鹿市総合評価落札方式試行要領第6条の規定に基づき、工事費内訳書の確認を、開札後に入札者全員を対象に行っています。

開札後に、入札に参加した者全員の工事費内訳書を確認し、ア) 合計金額が入札金額と一致しない場合、イ) 工事費内訳書の各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の金額が、発注者の設計金額に比べ鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱（平成11年鈴鹿市告示第22号）別表第3に規定する金額を満たしていない場合、当該入札者を失格とします。

問い合わせ先

技術監理契約課

TEL 059-382-9039